

適用法令等(主管課名)	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
1 (15) 森林法 (森林政策課・森林づくり推進課)	地域森林計画対象民有林(法5)	地域振興局長(委任)	許 可 地域振興局 (林務課)	【林地開発許可】 (行為の制限) 同 上 (許可の範囲) 知事許可の範囲以外全部	法10の2① (適用除外) 法10の2① I～III	4 木材の安定供給の確保に関する特別措置法第8条に該当する行為 5 1、3及び4については地域振興局と連絡調整を行うこと。(市町村は除く)
		市町村長	届 出 市 町 村 (林務担当課)	【森林の土地の所有者となった旨の市町村長への届出】 (届出の範囲) 国土利用計画法第23条第1項の規定による届出をしたとき以外全部 (届出の期間) 土地の所有者となった日から90日以内 (県への報告) 保安林又は保安施設地区内の森林であった場合、市町村長は県知事へ届出のあった日から30日以内に内容を通知しなければならない。	法10の7の2①② 法規則 7 ①③	
	地域森林計画対象民有林の普通林(法5)	市町村長	届 出 市 町 村 (林務担当課)	(行為の制限) ・立木の伐採 ・開発行為(1ha以下。ただし、太陽光発電設備を目的とする開発行為にかかる土地の面積が0.5haを超えるものは除く。)	法10の8①	[適用除外] 1 保安林及び保安施設地区内の森林(許可) 2 開発行為の許可済森林 3 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務がある者がその履行として行う伐採 法10の8①III～XII
1 (16)長野県ふるさと森林づくり条例 (森林政策課)	森林整備保全重点地域(条19) 知事は、森林の有する県土の保全、水源のかん養等の機能を高度に発揮させるため、重点的な森林整備及び保全を図る必要がある地域を、その地域を管轄する市町村長の申出等により、森林整備保全重点地域として指定することができる。	知 事	届 出 地域振興局 (林務課)	(行為の制限) 開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、当該行為にかかる土地の面積が0.1ha以上であるもの。)	条24	[適用除外] 1 森林法第10条の2第1項の規定による許可を受けて行う場合。 2 国、地方公共団体又は規則で定める公共的団体が行う場合。 3 非常災害のために必要な応急措置として行う場合。 4 森林整備保全重点地域が指定され、又はその区域が拡張された際着手している場合。